

第5号様式（第8条関係）（A4）

エリアマネジメント活動事業各受益者納付額徴収猶予取消通知書

第 号  
年 月 日

様

大阪市長



年 月 日付け 第 号で決定しました各受益者納付額の徴収猶予について次のとおり取り消しましたので、大阪市うめきた先行開発地区エリアマネジメント活動事業分担金条例第10条第2項の規定により通知します。

なお、取消し後の納期は、年 月 日とし、納付金額は円です。

1 取消年月日	年 月 日
2 理由	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。